

果樹母樹検査制度について

果樹母樹ウイルス病の検査制度が改正されるはこびとなり近々通達される予定であるので、改正に当たっての基本的な考え方を紹介する。

果樹種苗の流通に伴って伝搬される果樹のウイルス病まん延防止対策は、ウイルスを保有していない母樹を確保し、この母樹から採取した穂木を用いて健全な種苗の育成を行うことが基本である。

植物防疫所での果樹母樹ウイルス病検査は、昭和36年に開始された。

その後ウイルス病研究の進展に伴い検査対象樹種の拡大及び検査精度向上のための技法の改善が行われ、都道府県が設置した母樹を対象とした検査を実施することにより果樹ウイルス病のまん延防止を図ってきたところである。

しかし、種苗の生産・流通状況は昭和53年の種苗法の施行により大きく変わりつつあり、特に品種登録者保護制度の発足により登録品種の生産・販売については登録者の許諾が必要となったため、都道府県が一元的に母樹園を設置する形態をとることが困難となった。

また、年々登録数が増加してくるこれらの登録品種は、生産者側での新品种に対する需要が多く品種の多様化が進展する状況の中で、果樹生産上ますます重要なウエイトを占めつつある。

さらに、これら登録品種の導入に伴い、ウイルス病が実際に大きな問題となる事例が見られている。

このため、現在検査を実施している都道府県が設置した母樹の他に、民間で設置される母樹についても検査を行う体制を確立することが必要となった。

検査制度の内容：検査は従来どおり、母樹の所在地における肉眼検査（一次検査）及び接種検定法、エライザ法などによる精密検査（二次検査）であり、次の果樹及びウイルスを対象とする。

かんきつ類 Satsuma dwarf virusのグループ、Citrus tristeza virus、C.tatter leaf virus、C.exocortis viroid

りんご Apple chlorotic leafspot virus、A.stem pitting virus、A.stem grooving virus

ぶどう Grapevine fanleaf virus、G.leaf roll virus、G.corky bark virus、G.fleck virus

もも及びおうとう Prunus necrotic ringspot virus、Prune dwarf virus

検査対象とする母樹の範囲は、現在は検査要領により果樹主産県の都道府県知事が設置したものに制限されているため、民間で設置される母樹を含めて対象とするよう改正される必要がある。

しかし、精度を維持し、かつ、範囲を拡大するに当たっては、検査数量に限度があるため、民間母樹については検査を要する緊急性等につき全国レベルで整理されたものを対象とし、検査の効率化を図る必要がある。

母樹検査の流れ

都道府県設置母樹又は整理された民間母樹申請

→ 検査計画の樹立・通知

→ 一次検査

→ 一次検査合格母樹について二次検査

→ 検査成績のとりまとめ

→ 検査結果の通知